

手数料の見直し（案）

事務の名称	化製場等許可事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
化製場設置許可申請手数料	件	26,000	<u>29,000</u>	3,000
死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	件	15,500	<u>17,500</u>	2,000
動物の飼養又は収容許可申請手数料	件	8,000	<u>9,150</u>	1,150